



令和7年 春の火災予防運動



実施期間

- 十和田市(湖畔地区除く)・六戸町
令和7年4月14日(月)から4月20日(日)まで
- 十和田市(湖畔地区)
令和7年4月21日(月)から4月27日(日)まで



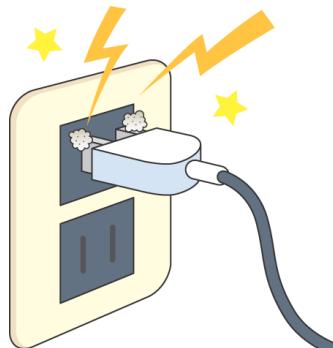
春の火災予防運動とは

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的に毎年実施しています。

住宅火災からいのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストーブの周りに燃えやすいものは置かない
- 3 コンロを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを掃除し、不用意なプラグは抜く



6つの対策

- 1 ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する
- 2 住宅用火災警報器を定期的に点検し10年を目安に交換する
- 3 部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防炎品を使用する
- 4 消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより地域ぐるみの防火対策を行う

山火事予防



- 強風時や乾燥時は、たき火や枯れ草焼きはやめましょう。
- 屋外で火気を使用する際は水や消火器を準備し、その場を離れないようにしましょう。
- たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。

住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を！！

住宅用火災警報器の作動確認はしていますか？本体にホコリがつくと火災を正常に感知できなくなったり、誤作動を起こす可能性があります。また、しばらく確認していない間に本体の電池が切れてしまっている場合もあります。この機会に、乾いた布か十分絞った布で汚れを拭き取るとともに、正常に作動するか点検ボタンまたは点検ひもで確認しましょう。また、設置から10年以上経過している場合は、内部の電子機器が劣化しているおそれがあるため、本体の交換をお奨めします。まだ、住宅用火災警報器を設置されていないご家庭は、大切な人の命を守るために、早急に設置しましょう。